

手続き上の保護についてのお知らせ PROCEDURAL SAFEGUARDS NOTICE

BUREAU OF SPECIAL EDUCATION'S CONSULTLINE, A PARENT HELPLINE 800-879-2301

コンサルトライン(ConsultLine)の職員は、親と障害のある子どもを擁護するためにいます。または特別教育に関する連邦・州法にもとづき障害・能力欠如のある子どもを擁護するためにいます。親にどのような選択肢を求めることができるかを説明すること、手続き上の保護について両親に知らせること、他のサービスや期間を特定すること、有効な対策手段と親がそれをどのように進めるかなどを行うためにいます。

このお知らせの最後にも追加で参照できるリソース（資料）があります。

障害をもつ生徒の教育についての連邦の法令である障害者教育の法令（The Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)）は、同法令と米国の教育省の規則の下に障害をもつ子どもの両親に手続き上の保護に関する十分な説明を提供することを地域の教育機関(the Local Education Agency (LEA))に要求しています。このお知らせは学年度に一度、親にわたされなければいけません。または次のような場合にも手渡されなければいけません。(1)最初の紹介者または親からの再評価の要求があった場合(2)学年度に親からの最初の苦情の申し立てがあった場合(34 CFR §§300.151 through 300.153)と親から法的な手続きの申し立てがあった場合(\$300.507) (3) 任命変更する懲戒処分を行う決定がなされた場合(4) 親からの要求があった場合[34 CFR §300.504(a)]

この手続き上の保護のお知らせは、下記のセクションに基づき適用される手続き上の保護に関する十分な説明を行うことしなければなりません。§300.148 (公的支出・私立学校において片務的な配置についての節)、§§300.151 から 300.153 (苦情申し立ての節)、§300.300 (承諾についての節)、§§300.502 から 300.503、§§300.505 から 300.518、§§300.530 から 300.536 (パート B の規則の E 中にある手続き上の保護に関する節)、§§300.610 から 300.625 (F 中にある情の守秘の条項)。地域の教育機関(LEAs)が選べる手続き上の保護に関する情報を親に提供できるフォーマットをこのお知らせに付随しています。

目次

I. 一般事項の情報	1
A. 親とはだれか? (34 CFR §300.30)	1
B. 事前の書面通知とはなにか (34 CFR §300.503)	1
C. 母語とはなにか? (34 CFR §300.29)	2
D. 電子メールによる通知 (34 CFR §300.505)	2
E. 親の承諾とはなにか? (34 CFR §300.9)	2
F. いつ親の承諾が必要であるか?	3
G. 個人情報の開示のための承諾 (34 CFR §300.622)	5
II. 守秘情報	6
A. 子どもに関する機密情報にだれがアクセスできるか? (34 CFR §300.611)	6
1. 機密情報に関して下記のような定義が当てはまります。	6
d. 個人を特定する (Personally identifiable (34 CFR §300.32)) とは下記のような情報を言います。	6
2. アクセスの権利 (34 CFR §300.613)	6
1) 教育記録の閲覧の権利とは以下のような事を含みます。	6
b) もし教育記録が複数の子どもの記録を含んでいる場合、その子どもらの親は、その子どもに関する情報のみを閲覧調査または特定の情報のみを知らされる権利を持っています。	6
c) 要請において、機関によって集められ・保持され・使われる教育記録のある場所のリストを各参加機関は提供しなければなりません。	6
3. 料金 Fees	6
4. 親の要請 (リクエスト) による記録の修正 (34 CFR §300.618)	7
5. 記録のヒヤリングの機会 (34 CFR §300.619)	7
a. ヒヤリングの手続き (34 CFR §300.621)	7
b. ヒヤリングの結果 (34 CFR §300.620)	7
c. 保護 (セーフガード) (34 CFR §300.623)	7
6. 情報の破棄 (34 CFR §300.624)	8
III. 苦情申し立ての手続き STATE COMPLAINT PROCEDURES (34 CFR §§300.151-153)	9
A. 適正手続きのヒアリングと苦情申し立ての手続きの違いについて。	9
B. どのように苦情申し立てが行えるか? (34 CFR §300.153)	9
苦情は、苦情受付された日の1年以上経つ前に起こった侵害を主張しなければなりません。詳しくは「苦情申し立て手続きの採用」の項にて記述。	9
3. 少なくとも次のことについて、LEAまたは他の官公署に苦情に応じる機会を与えること (a) 機関のオプションとして苦情解決の提案 (b) 苦情を申し立てた親と調停に加わることに自発的に同意した機関のための機会	9
IV. 適正手続きの苦情申し立ての手続き	11
A. どのように適正手続きの要請をできるか??	11
B. 適正手続き苦情申し立ての内容 (34 CFR §300.508)	11
C. 解決のプロセス (34 CFR §300.510)	12
V. 適正手続きの苦情申し立てにおけるヒアリング	14
A. 公平は適正手続きのヒアリング (34 CFR §300.511)	14
B. ヒアリングの権利 (34 CFR §300.512)	14
C. ヒアリング評決 (34 CFR §300.513)	16
D. 最終的な評決、控訴、公平な見直し (34 CFR §300.514)	16
E. ヒアリングの日程と利便性 (34 CFR §300.515)	16
F. 民事訴訟 (これらの申し立ての行動の期間を含む) (34 CFR §300.516)	17
G. 弁護士費用 (34 CFR §300.517)	17
H. モデルフォーム (書式の雛形) (34 CFR §300.509)	19
VI. 調停 (34 CFR §300.506)	20
A. 一般事項	20
B. 手続き上の要求事項	20
C. 調停官の公平さ	20

VII. 調停や適正手続きを待つ間の子どもの教育配置 (34 CFR §300.518)	21
A. 一般事項	21
VIII. もし私の子どもが懲戒的な問題により学校から除外されたら?	22
A. 学校職員の権限 (34 CFR §300.530)	22
B. 懲戒処分の除外により配置の変更 (34 CFR §300.536)	24
C. セッティング (環境) の決定 (34 CFR §300.531)	24
D. 控訴 (34 CFR §300.532)	24
E. 控訴の間の配置 (34 CFR §300.533)	25
F. まだ特別教育と関連サービスが適正とされていない子どもへの手続き (34 CFR §300.534)	25
G. 法執行機関と司法権限によるアクションと委託 (34 CFR §300.535)	26
IX. 子どもを私立学校に親が通わせた場合、どのような特別教育が利用可能であるか?	27
A. 一般のルール (34 CFR §300.148)	27
B. 例外	27
C. 公平な参加 (34 CFR §300.138)	28
付録 A	29
リソース	29
THE ARC OF PENNSYLVANIA	29
DISABILITIES RIGHTS NETWORK	29
1414 North Cameron Street	29
OFFICE FOR DISPUTE RESOLUTION	29
6340 Flank Drive	29
付録 B パート A	30

I. 一般事項の情報

A. 親とはだれか? (34 CFR §300.30)

このセクションでは、誰が親として特別教育を施すかを定めることができるかを説明します。

親とは以下のような者を指します。血縁上の親。または養親（里親・子どもの親として一般的に承認された保護者）。または子どもの教育についての決めることを承認された者で子どもと一緒に住む者（祖父母や義理の親や他の親類を含む 養親・血縁上の親の代わりの者）。または法的に子どもの福祉についての責任のある者。または親の代理人(The surrogate parent)。

親の代理人は、子どもの親が特定できない場合に任命された者でなければいけません。官公署が親の居場所を特定するのに努めたにもかかわらず見つけられない場合。子どもがペンシルバニア州の法の下保護されている場合、またはマックケニー・ベントホームレス保護法（the McKinney-Vento Homeless Assistance Act, 42 U.S.C. Sec. 11434a(6)）の下、同伴者がいない若者のホームレスと定義されたもの。

親の代理人が以下のような者でないことを保証しなければなりません。The SEA の雇用者でない者。LEA または教育や子どものケアに関わる他の機関（個人的にも職務上においても親の代理者と子どもの事について対立がなく、その子どものためとなれる知識や技能を備える者）。

子どもに関する身元確認・評価・教育配置・FAPE の条項に関するすべて事を親の代理者は代理することができます。

子どもが親の代理人が必要であると官公署が決めた後、30 日以内に官公署は親の代理人の割り当てを行えるよう努めなければなりません。

B. 事前の書面通知とはなにか (34 CFR §300.503)

このセクションでは、LEA が提案・拒否の行動について『なにを・どのように・いつ』あなたに伝えなければならないかを説明します。

1. いつ通知が必要であるか?

適切な公共教育をあなたの子どもの提供する役目であるあなたの地域の教育機関 (LEA) は下記の時に書面による通知を行わなければいけません。

- 子どもの身元確認・評価・または教育配置、または適切な無料の教育提供(free appropriate public education FAPE)に着手または変更を提案するとき。または
- 子どもの身元確認・評価、または教育配置、または FAPE の提供の着手または変更を拒否するとき。
- 懲戒処分理由による配置の変更があるとき。
- LEA の法手続きのヒアリング、または LEA による着手された優先的な法手続きのヒアリングの場合。
- 公共支出による独立した教育評価(IEE)の承諾について LEA からの拒否があった場合。
- 特別教育と関連するサービスの親の承諾の取り消しがあった場合。

ペンシルバニアでは、LEA からの事前書面通知(LEA Written Notice Form)・推奨された教育配置(Recommended Educational Placement)により、書面による事前の通達が行われます。

LEA に承諾しない場合にあなたが適切な行動を取れるための適切な通知があなたに行われるようになっています。適切な通知とは 10 日を意味します。

2. 通知の内容

事前の書面通知は以下のようであればいけません。:

- LEA のとる行動の提案や拒否についての説明がされていること。
- 特別教育と関連するサービスを取りやめるために親がする事についての説明がされていること。
- なぜ LEA が提案または拒否しているのかを説明していること。
- 評価の手続き・評価・記録について説明していること。または提案・拒否の決定についての LEA の報告を説明していること。
- IDEA パート B の条項の手続き上の保護によりあなたは守られていることを含んでいること。

6. LEA が提案する行動または拒否が初期の紹介が評価のためでない場合、どのようにあなたが手続き上の保護についての説明を得られるかを伝えていること。
7. IDEA パート B の理解の手助けとなる連絡先を含んでいること。
8. あなたの子どもの IEP チームが考える他の選択肢について・なぜその選択肢が拒否された理由について説明していること。そして
9. なぜ LEA が提案したか・または拒否したかについての理由を説明していること。わかりやすく説明された通知
 - a. 通知は以下のものでなければいけません。
 - 1) 一般の人にもわかりやすい言葉で書かれていること。そして
 - 2) あなたの母語またはあなたが使う他のコミュニケーション手段で伝えられていること。(明らかにそれが可能でない場合は除き)
 - 3) もしあなたの母語や他のコミュニケーション手段が筆記できる言語でない場合、LEA は以下のようにしなければなりません。
 - a) 通知があなたの母語での口頭や他の手段によって翻訳されていること。
 - b) あなたが通知を理解できるようにすること。そして
 - c) 1 と 2 の項目を満たしている書面上の証拠があること。

C. 母語とはなにか? (34 CFR §300.29)

1. 英語の能力が限定されている場合、母語とは以下のように意味します。
 - a. その人により普段つかわれている言語または、対象となっている子どもの親が普段つかっている言語。
 - b. 子どもと直接接するとき (評価についても含む) 子どもの家や教育環境において子どもが普段使っている言語。
聾啞者や盲人または筆記できる言語を使わない者にとって普段使われているコミュニケーション手段。(例えば手話や点字・口頭でのコミュニケーション)

D. 電子メールによる通知 (34 CFR §300.505)

LEA が親に E メールによる通知の受取を提案したとき、以下のようなものを受取ること選べます。

1. 事前の書面通知。
2. 手続き上の保護通知。そして
3. 苦情申し立ての法手続きに関する通知。

E. 親の承諾とはなにか? (34 CFR §300.9)

LEA が通知で提案したことを進めるために、親の承諾とはなにか・いつ提供しなければならないかをこのセッションでは説明します。

1. 親の承諾とはなにか?

承諾とは下記を意味します。:

- a. あなたは、あなたの母語もしくは手話・点字・口頭などその他のコミュニケーション手段で、承諾を求められている内容すべての情報を十分説明を受けます。
- b. あなたは書かれている内容に承諾したものと理解していること。また承諾はリストに載った情報 (記録) を提供する先の者とその行動を説明しているものと理解していること。そして
- c. 承諾は、すでに承諾をした後また承諾を取り下げの前に行われた行動は取り消すものではないものとあなたは理解していること。

2. 親は承諾を取り下げることができるか?

- a. はい。あなたは LEA の職員に特別教育と関連するサービスを取りやめるための書面を提出しなければいけません。
- b. 特別教育と関連するサービスについての承諾の取り下げを行う場合、LEA は事前の書面通知 (Prior Written Notice) を送らなければいけません。
- c. LEA が事前の書面通知を渡すまで、特別教育と関連サービスをやめることはできません。
- d. 事前通知は暦の上で 10 日とします。

- e. LEA の職員はあなたの承諾の取り下げを行うために調停や適正手続きを利用することはできません。
- f. 子どもにさらなる特別教育と関連サービスの提供を行うことができなかったという理由で、FAPE を利用可能とさせるための必要条件を満たせなかったというように LEA が判断されることはありません。
- g. 承諾の取り下げによって、子どもの特別教育と関連サービスの受領を参照するための記録を取り除くために LEA は子どもの教育記録を修正の要求をされることはありません。
- h. LEA は IEP チームを召集し組織または発展させること・子どもにさらなる特別教育と関連サービスを提供するための IEP を召集することを要求されるものではありません。

F. いつ親の承諾が必要であるか?

1. 最初の評価 (34 CFR §300.300)

a. 一般的なルール:最初の評価の承諾

LEA は、IDEA パート B の下に特別教育と関連サービスをあなたの子どもが受けるかどうかを決定するための最初の評価を、提案する行動についての事前の書面通知とあなたの承諾（親の承諾：Parental Consent と題するもの）のもとになしに行えるものではありません。

あなたの子どもが能力欠如・障害を持っているかどうかを決定する最初の評価のための承諾。その説明された承諾を得るために、LEA は適切な努力を行わなければいけません。

最初の評価への承諾は、LEA が特別教育と関連サービスをあなたの子どもへの提供を始めることにも承諾したという事ではありません。もし子どもが公立学校へ通っている、または通わずことを望むために最初の評価への承諾をすでに断ったまたは承諾をしなかった場合、LEA は法に則する調停・適正手続き・解決のためのミーティング・公平な適正手続きのヒヤリングを利用しあなたの子どもへ最初の評価を行うかもしれません。ただし、LEA はそれを行うことを要求されているわけではありません。

もし事情により子どもへの評価が求められない場合、LEA は配置・身元確認・評価を行う義務を侵害するものではありません。ペンシルバニア州法におけるワードオブステイツ(Wards of the State)への最初の評価に関する特別なルール。もし子どもがワードオブステイツと指定された場合、親の行方不明または法により親権が剥奪された場合。子どもの教育の決定を行うことを他の誰かが指定された場合。最初の評価への承諾はその指定された者から得るものとします。

ワードオブステイツは IDEA 上、以下の2つのようなカテゴリにあてはまる子どもの含むものとします。

1. 里親を持たない里子。
2. 州法によりワードオブステイツと考えられた場合。もしくは
3. 公共の子どもの福祉機関により保護されている場合。

2. 特別教育における最初の配置への承諾 (34 CFR §300.300)

サービスへの親の承諾

初めての特別教育と関連サービスを子どもに与える前に、よく理解した上でのあなたの承諾を LEA は得なければなりません。LEA は、初めての特別教育と関連サービスを子どもに与える前によく理解した上でのあなたの承諾を得るために適切な努力をおこなわなければなりません。

あなたの子どもに初めての特別教育と関連サービスを受けさせる承諾へのリクエストに応じない場合、またはもしあなたが承諾するのを拒否した場合、同意を得るためまたはあなたの承諾なしに与えられた IEP チームが勧める特別教育と関連サービスを定めるために、LEA は手続き上の保護を使用しないかもしれません。（例えば、調停・苦情申し立ての適正手続き・解決のためのミーティング、または公平な法手続きのヒヤリングなどの手続き上の保護）

もしあなたの子どもに特別教育と関連サービスを始める承諾を拒否場合、または承諾の要請に応じず LEA があなたの子どもに承諾を求められている特別教育と関連サービスを提供しない場合、LEA は以下のようになります。

1. LEA は、あなたの子どもにサービスを提供できなかった事を理由に FAPE を利用可能とさせる必要条件を満たせなかったと判断されるわけではありません。そして

2. あなたの子どもの特別教育と関連サービスを提供するために要請されたあなたの同意のために IEP ミーティングまたは IEP を発展させる事を LEA は要求されているわけではありません。

3. 再評価のための承諾 (34 CFR §300.300)

下記のことを LEA が明らかにしないかぎり、あなたの子どもの再評価する前によく理解した上での承諾を LEA は取得しなければなりません。

1. あなたの子どもの再評価の承諾を得るために適切な手順を踏んだ場合。 そして
2. あなたが応じなかった場合。

4. 親の承諾を得るための適切な努力の公式文書 (Documentation of Reasonable Effort) とはなにか? (34 CFR §300.300)

LEA は、最初の評価を行うことの承諾・最初の特別教育と関連サービスを提供するための承諾・再評価とワードオブステイツの最初の評価をするために必要な親の配置の承諾を得るための適切な努力の公式文書を維持しなければいけません。公式文書は LEA の下記のような試みを含まなければなりません。

1. 通話記録またはその試みの詳細・通話による結果。
2. 親へ送られた通信記録・受信された通信記録。 そして
3. 親の自宅・職場への訪問についての詳細な記録とその訪問の結果。

5. どのような時に評価に関して承諾が必要とされていないか?

下記のような場合の前は、承諾を必要とされていません。

1. LEA が子どもの評価・再評価に関してすでにあるデータを見直すかもしれない場合; **もしくは**
2. LEA があなたの子どものテストを行うまたはすべての子どもに行われるような他の再評価を行う場合。(ただしすべての子どもと親から承諾が必要とされるようなテストは除く)

6. もし再評価の承諾を拒否した場合は?

もし再評価の承諾を拒否した場合、調停・苦情申し立ての法手続き・解決のためのミーティング・子どもの再評価の拒否をさらに拒否するために行われる公平な法手続きのヒヤリングなどを LEA は利用しあなたの子どもの再評価を求めるかもしれません。(ただしこれは必要とされているわけではありません。)

このことによって再評価を求めることを辞退した場合 LEA は IDEA パート B のもとの義務を侵害したものではありません。

あなたの子どもの他のサービス・利益・活動を拒むために、LEA はあなたがサービスへの承諾を拒否した事実の使用を許可されているわけではありません。

あなたが自費にてすでに子どもを公立学校へ通わせている場合またはホーム・スクールをしている場合、とさらに子どもの最初の評価・再評価への承諾を行わない場合、もしくは承諾の要求に応じることをしなかった場合、LEA は以下のような例で承諾の否定取り消しの手続きを行うこと許可されているわけではありません。例:調停・苦情申し立ての法手続き・解決のためのミーティング・公平な法手続きのヒヤリング。また LEA は、子どもを公正な次のようなサービスを受ける適性があると考えるように要求されているわけではありません。障害・能力欠如の子どものための私立学校(parentally-place private schoolchildren with disabilities)を利用可能とさせるようなサービス。

7. もし評価について反対した場合は?

a. 独立した教育評価(Independent Educational Evaluations) (34 CFR §300.502)

1) 一般事項

下記にあるように、LEA の評価について反対する場合あなたには独立した教育評価(IEE)を得るための権利があります。もし IEE を求める場合、どこであなたが IEE を得ることができるかの情報と IEE に申し込むための LEA による基準についての情報を LEA は提供しなければなりません。

2) 定義

- a) 独立した教育評価とは、子どもの教育に責任のある LEA により採用されていない調査官により認定された評価の事を言います。
- b) 公共支出とは LEA が評価に関してすべての費用を払うこともしくは評価のコストが何らかの方法であなたへの負担にならないことのいずれかを意味します。法のパート B の必要条件に合っている州では IDEA パート B に一致していれば、

州・連邦・地域・個人的な予算などどのようなものでもかまわないことが許可されています。

3) 公共支出による評価の親の権利

もしあなたが LEA により得られた評価に反対したとき、下記の条件を満たす限り公共支出による独立した教育評価 IEE の権利を持っています。

- a) あなたが公共支出によるあなたの子どもの IEE の要求した場合、LEA は不必要な遅れをとることなく下記のいずれかをしなければなりません。(a)あなたの子どもの評価が適切であったものと提示するヒアリングを要求するための苦情申し立ての適正手続きを申し立てること。もしくは(b)公共支出による独立した教育評価を提供すること。ただし、あなたの子どもの評価が LEA の基準に合っていないことをヒアリングで明らかにすることをしない場合において。
- b) もし LEA がヒアリングの要求を行うことと LEA の評価が適切であると最終的な決断がなされた場合でも、公的支出によってではないが IEE の権利をあなたは有しています。
- c) IEE を要求した場合、LEA は、なぜ LEA によって得られた評価に反対しているのかの理由を聞くかもしれません。しかし、LEA は説明を要求してはなりません。また不合理に、公共支出による IEE の提供を遅らせる事もしくは LEA の評価を守るための適正手続きの申請を遅らせているわけではありません。
- d) 公共支出による IEE は、あなたが LEA の評価を拒否するごとに一つずつのみです。
- e) LEA の基準
もし IEE が公共支出の場合、最初の評価で LEA が使用した評価を得るための基準と同じものでなければいけません。評価のロケーション・調査官の適性視覚を含む。基準の拡大はあなたの IEE のための権利に準ずるものです、上記にある基準を除き、LEA は IEE を公的支出で得るために刻限・条件を押し付けたりするわけではありません。

b. 親の着手による評価

公共支出による IEE を取得または、公共支出によって得られた評価を LEA と共有する場合以下のようになります。

- 1) もし IEE が LEA の基準に則してれば、FAPE の条項の決定に配慮した上で LEA はその子どもの評価の結果を考慮しなければなりません。そして
- 2) あなたまたは LEA はあなたの子どもの関する適正手続きのヒアリングにおいて評価を証拠として提示する事があります。

c. 聴聞官（ヒアリングオフィサー）による評価の要求

聴聞官が適正手続きヒアリングの一部として IEE を要求した場合、その評価の費用は公共支出によるものでなければいけません。

G. 個人情報の開示のための承諾 (34 CFR §300.622)

教育記録の中にもともと含まれている・FERPA のもと親の承諾が必要なくとも認められている情報開示場合を除き、参加機関の役員への個人情報の開示はあなたの承諾を得た上で行われなければいけません。ただし下記のような状況の場合は除き、IDEA パート B の必要事項を満たす目的のために参加機関の役員へ情報を開示するのにあなたの承諾は必要とされていません。

移行サービスへの支払いまたは個人情報を参加機関の役員への情報開示の前にあなたの承諾・もしくは州法により成人に達し適性のある者の承諾を得る必要があります。

あなたの子供が LEA と同じ地区にない私立学校にいる、もしくはこれから通う場合は、私立学校のある地区の LEA からあなたの LEA の間での個人情報のやりとりの前に、あなたの承諾を得る必要があります。

II. 守秘情報

A. 子どもに関する機密情報にだれがアクセスできるか? (34 CFR §300.611)

1. 機密情報に関して下記のような定義が当てはまります。

- a. **破棄(Destruction)**とは物理的な破棄もしくは個人を特定できないように個人を特定する情報を除くことを言います。
- b. **教育記録(Education records)**とは 34 CFR Part 99 (家族の教育とプライバシーの権利を行使するための規則 (the regulations implementing the Family Educational Rights and Privacy Act of 1974, 20 U.S.C. 1232g (FERPA)))の中で定義されている教育の記録に関することを言います。
- c. **参加機関(Participating agency)**とは、IDEA パート B の下、LEA・個人情報を保持し利用する機関や組織、または情報を得た先の者の事を言います。
- d. **個人を特定する (Personally identifiable (34 CFR §300.32))**とは下記のような情報を言います。
 - 1) 子どもの名前、あなたの親としての名前、他の家族の名前。
 - 2) 子どもの住所
 - 3) 子どもの社会保障番号(ソーシャルセキュリティーナンバー)や学生番号などの個人を特定できるもの。もしくは
 - 4) 個人の特徴を示したリストまたは他の個人を特定しうるものが可能な他の情報

2. アクセスの権利 (34 CFR §300.613)

a. 親のアクセス

あなたの子どもに関するどの教育記録を見ることの許可を LEA はあなたに与えなければいけません。教育記録とは IDEA パート B の下 LEA により集められ保持されたものです。あなたの子どもの教育記録をあなたが見ることに、不必要な遅れなく・または IEP に関するミーティングの前に、または公平な適正手続きのヒアリングを行うことなく参加機関は応じなければいけません。この場合、公平な適正手続きヒアリングは解決のミーティングや規律に関するヒアリングを含みます。またあなたの許可要請から 45 日を越えることがないように応じなければいけません。

- 1) 教育記録の閲覧の権利とは以下のような事を含みます。
- 2) 記録の説明・解釈を得るためのあなたの合理的な要請に対しての参加機関からの応答を得る権利。
- 3) 記録のコピーを受け取れず、記録を効果的に閲覧できない場合において、参加機関に記録のコピーを求められる権利。そして
- 4) 記録の閲覧に代理人を立てる権利
 - a) 州法に基づき保護者の権利・または別居や離婚の問題によることであなたに権限がないとの忠告がある場合を除き、参加機関はあなたが、あなたの子どもに関する記録を閲覧するための権限を持っていると想定しうることがあります。
 - b) もし教育記録が複数の子どもの記録を含んでいる場合、その子どもらの親は、その子どもに関する情報のみを閲覧調査または特定の情報のみを知らされる権利を持っています。
 - c) 要請において、機関によって集められ・保持され・使われる教育記録のある場所のリストを各参加機関は提供しなければなりません。

b. 他の認可されたアクセス (34 CFR §300.614)

IDEA パート B の下に 集め・保持・使用した記録へのアクセスを得た関係者の記録を各参加機関は残して保持しなければなりません。関係者の名前・アクセスの日付・どのような目的で記録を使うことを認可されたのか。(ただし親からのアクセスと認可された参加機関の職員は除く)

3. 料金 Fees

料金があなたの閲覧の権利の行使を阻害しない場合であれば、IDEA パート B の下あなたのために作られた記録のコピーに対して各参加機関は料金を請求することがあります。(34 CFR §300.617)

IDEA パート B のもと検索や情報を取り出すことに各参加機関は料金を課すことはありません。

4. 親の要請（リクエスト）による記録の修正 (34 CFR §300.618)

IDEA パート B の下に集め・保持され・利用されるあなたの子どもに関する教育記録情報が正確でなく誤解を招いたり、プライバシーや子どもの他の権利を侵害したりしていると思う場合、情報を保持している参加機関に情報の変更を要請することができます。

要請からの適切な期間内に、あなたの要請にならった情報を、各参加機関は修正するかどうかを決めなければいけません。

もしあなたの要請にならった情報の変更を参加機関が拒否する場合は、あなたに拒否について知らせ、この事に対してあなたが有するヒヤリングの権利について伝えなければいけません。

5. 記録のヒヤリングの機会 (34 CFR §300.619)

要請に応じて、あなたの子どもに関する教育記録に不正確なこと・誤解を招くようなもの・プライバシーや子どもの他の権利の侵害するようなものがないか確認するために LEA はあなたに記録のヒヤリングの機会を与えなければなりません。

a. ヒヤリングの手続き (34 CFR §300.621)

家族の教育の権利とプライバシーの法 (the Family Educational Rights and Privacy Act of 1974, 20 U.S.C. Section 1233g (FERPA)) に基づき、教育記録の情報に異議を唱えるためのヒヤリングを行うには下記のような手続きが必要になります。

- 1) 教育機関または団体は、親または適性のある生徒からのリクエストがあってから適切な時間内にヒヤリングを行うものとします。
- 2) 教育機関または団体は、前もって日にち・時間・場所についての知らせを親または適性のある生徒に与えるものとします。
- 3) ヒヤリングは、個人（教育機関の役員またはヒヤリングの結果に直接的に関与するような組織団体を含む）によって行われることがあります。
- 4) 教育機関または団体は、親または適性のある生徒に十分で正当な機会を与えるものとします。不正確なこと・誤解を招くようなもの・生徒のプライバシーを侵害するようなことを含む教育記録。機会とは生徒のそのような教育記録に異議を唱えるための証拠を現場にて提示するための機会です。親や適性のある生徒は自身で選んだ個人または複数の個人（弁護士を含む）を自費にて代理させることや手助けさせることができます。
- 5) 教育機関または団体は書面にての決定をヒヤリングから適切な時間内に行うこととなっています。
- 6) 決定はヒヤリングにおける証拠に基づいてのみ行われなければなりません。決定は、決定の理由と証拠の概要を含めなければなりません。

b. ヒヤリングの結果 (34 CFR §300.620)

ヒヤリングの結果、もし不正確なもの・誤解を招くようなもの・またはプライバシーや子どもの他の権利を侵害するものが情報にあると参加機関が判断した場合、書面による通知に基づき、参加機関は変更しなければなりません。ヒヤリングの結果、もし不正確なもの・誤解を招くようなもの・またはプライバシーや子どもの他の権利を侵害するようなものでないと参加機関が判断した場合、あなたはその記録情報に注釈コメントまたは参加機関の決定に反対している理由を添えることができます。

そのような子どもの記録の説明は以下のようであればなりません。

1. 記録または反論部分は参加機関によって保持される限り、あなたの子どもの記録の一部として参加機関によって保持されなければなりません。そして
2. 参加機関が記録または反論部分を他の関係者に開示する場合、その説明も同じくその関係者に開示しなければいけません。

c. 保護（セーフガード） (34 CFR §300.623)

参加機関は個人情報の収集・保管・開示・破棄においてその守秘性を守らなければなりません。

参加機関の役員はどの個人情報においてもその守秘に責任があると想定しなければいけません。

個人情報を集め使う者は州のポリシーや FERPA と IDEA パート B の下の手続きに関する指示またはトレーニングを受けなければなりません。

参加機関は、個人情報にアクセスできる職員の名前や役職のリストを公共監査のために保持しなければいけません。

6. 情報の破棄 (34 CFR §300.624)

個人情報があなたの子どもの特別教育に提供される必要がなくなった場合とあなたの要請によりその情報が破棄されなければならない場合、LEA はそのことを通達しなければなりません。

ただし、子どもの名前・住所・電話番号・学年・出席記録・出席クラス・修了した学年・修了学年度等の永続的な記録は期間制限なく保持されることがあります。

III. 苦情申し立ての手続き STATE COMPLAINT PROCEDURES (34 CFR §§300.151-153)

A. 適正手続きのヒアリングと苦情申し立ての手続きの違いについて。

IDEA パート B の規則において苦情申し立て手続きと適正手続きのヒアリングと苦情は別の手続きをとっています。下記に説明するように、LEA・州の教育機関・他の官公署守るべきパート B の必要事項を侵害しているとして個人または組織は苦情を申し立てることができます。

LEA またはあなたのみが、身元確認・評価・能力欠如の子どもの教育配置・または FAPE についての問題の適正手続きの苦情申し立てを行うことができます

州の教育期間の職員は、苦情申し立てを正当な時間延長がない限り 60 日以内に解決しなければいけません。一方、公平な適正手続きの聴聞官は、適正手続きの苦情申し立てと書面による決定を 45 日以内に行われなければいけません。開始とされる日は後のヒアリング解決のプロセスの項にあるように、解決期間の最後からです。ただし、聴聞官があなたや LEA の要請により特別な延長を許した場合はこの限りではありません。苦情申し立て・適正手続きの苦情申し立て・解決・ヒアリングの手続きについては後述されま

B. どのように苦情申し立てが行えるか？ (34 CFR §300.153)

個人または組織は署名された書面による苦情申し立てを行うことができます。

苦情申し立ては以下のようなものを含まなければいけません。

1. LEA または他の官公署が IDEA パート B の必要条件または規則を侵害しているという陳述。
2. その陳述の根拠となる事実。
3. 署名と連絡先（その苦情の件に対しての）そして
4. 特定の子どもに関しての侵害である場合、その子どもの名前とその子どもが居住する住所
5. その子どもが通う学校の名前
6. 子どもがホームレスの場合、利用可能な連絡先情報とその子どもが通う学校の名前
7. 子どもの問題について状況の説明（その問題に関連する事実を含む）そして
8. 苦情が申し立てられたときと同じく申し立てをしている関係者へ問題解決への提案（知られている範囲内・利用可能である場合において）

苦情は、苦情受付された日の 1 年以上経つ前に起こった侵害を主張しなければなりません。詳しくは「苦情申し立て手続きの採用」の項にて記述。

関係者の苦情申し立ては、同じ時に州の教育機関に苦情を申し立てた他の官公署・LEA にもコピーを送らなければなりません。

苦情は以下の宛先に送ります。

Chief, Division of Compliance, Monitoring and Planning
Bureau of Special Education
Pennsylvania Department of Education
333 Market Street, 7th Floor
Harrisburg, PA 17126-0333

a. 手続き

1) 下記のことについて苦情が申し立てられてからの時間有剰は 60 日です。:

1. 州の教育機関が必要だと決定した場合、独立した現場の調査を行うこと。
2. 苦情の申し立てについての口頭または書面による情報の追加の機会を与えること。
3. 少なくとも次のことについて、LEA または他の官公署に苦情に応じる機会を与えること (a) 機関のオプションとして苦情解決の提案 (b) 苦情を申し立てた親と調停に加わることに自発的に同意した機関のための機会
4. 官公署または LEA に従い独立した決定と関連するすべての情報を見直しは IDEA パート B の必要事項を侵害となります。そして

5. 苦情に対するそれぞれの主張と以下のこと含んだ結論を書面にしておきます。以下のこと含みます。(a)事実の報告とその結論(b)教育機関の最終的な判断の理由

2) 時間(期限)の延長;最終的な判断;実行

- a) 60日の期間は次のような場合のみ延長が許されます。An extension of the 60 calendar day timeline may be granted only if: (a) 苦情の申し立てに考慮した例外的な状況が起きた場合、または (b) 親と LEA または官公署が、解決のために調停や他の解決の手段を介し自発的に期限の延長に同意した場合
- b) 州の教育期間の最終的な判断は効果的な実行手続きを盛り込まなければいけません。もし必要とされれば次の事も含めます。(a)技術的な支援活動(b)交渉(c)コンプライアンスのための是正措置

3) 適切なサービスの拒否に対する救済方法

苦情申し立ての中、適切なサービスが提供されていないことを教育機関がみつけた場合、教育機関は次のことを述べなければいけません。I

- a) 子どもに必要な事を適切に述べた是正措置を含む、適切なサービスがなされていないことについて。そして
- b) 能力欠如のある子どもすべてに対してのサービスの適切なこれからの援助

4) 苦情申し立てと適正手続きのヒアリング

ヒアリングにおける適正手続き申請の下、下記に述べる事が書面による苦情申し立てが受け取られた場合、または苦情申し立てが複数の案件を含んでいる場合、その苦情申し立てまたは適正手続きヒアリングの中で述べられたどの苦情申し立てについてもヒアリングが終わるまで取り残して置かなければなりません。適正手続きヒアリングの一部でない、苦情申し立ての問題は上記に記載されているような期間制限内と手続きにより解決されなければなりません。苦情申し立てに上がっている問題が、以前の適正手続きヒアリングと同じ関係者(あなたと LEA)である場合、その適正手続きヒアリングの決定により問題に対して法的拘束力があり、州の教育機関は決定が法的拘束力があることを通知しなければなりません。

LEA または他の官公署が適正手続きヒアリングの決定の実行が出来ない場合の苦情は、上記の手続きに従い州の教育機関により解決されなければなりません。

IV. 適正手続きの苦情申し立ての手続き

A. どのように適正手続きの要請をできるか??

1. 適正手続き苦情申し立て (34 CFR §300.507)

一般事項

あなたまたは LEA は、あなたの子どもの身元確認・評価・教育配置・または FAPE の提供の着手または変更の提案や拒否に関する事の適正手続きの苦情申し立てを行うことができます。

適正手続きの苦情申し立ては、あなたまたは LEA が訴えに関する事・行動を知った日付から（または知っているはずである時）から 2 年以内に行われなければいけません。

ただし、以下のような事でああなたが期間内に出来なかった場合、有効期限は当てはまりません。

1. 苦情申し立てにより特定された問題について明らかに間違った説明を LEA が行った場合。または
2. IDEA パート B の下あなたに提供される必要がある情報を LEA があなたに伝えなかった場合。
親への情報
その地域の無料または低コストの関連する利用可能なサービスに関する情報を、次のような場合 LEA はあなたに知らせなければいけません。あなたがその情報をリクエストした場合、もしくは、あなたか LEA が適正手続きの苦情申し立てを行った場合。

B. 適正手続き苦情申し立ての内容 (34 CFR §300.508)

1. 一般事項

ヒアリングを要請するために、あなたまたは LEA（またはあなたの弁護士、LEA の弁護士）は他関係者にも適正手続きの苦情申し立てを提出しなければなりません。申し立ては下記のリストの事すべてが記載されて守秘されなければなりません。それと同時に、あなたであれ LEA であれ申し立てした者が他の関係者に適正手続きの苦情申し立てを提供した時に、写し（コピー）を紛争解決のオフィス（the Office for Dispute Resolution(ODR)）に提供しなければなりません。

適正手続きの苦情申し立ては下記のことを含まなければいけません:

- a. 子どもの名前
- b. 子どもの住所
- c. 子どもの学校の名前
- d. もし子どもがホームレスの場合、子どもの連絡先と学校の名前
- e. 提案・拒否に関する問題の説明と問題に関する事実。そして
- f. あなたまたは LEA に対する問題解決への提案（そのとき知られている範囲内・利用可能である場合において）

2. 適正手続きの苦情申し立てのヒアリングの前に要求されている通知

あなたまたは LEA は、あなたまたは LEA（もしくはあなたの弁護士または LEA の弁護士）が上記のリスト情報を含む適正手続きの苦情申し立てを行うまで、適正手続きのヒアリングを行うことはできません。

3. 苦情申し立ての十分な状態

適正手続きのヒアリングを進めるために、苦情申し立てを行うのに十分な状態であると考慮されなければなりません。

聴聞官と他の関係者が上記の要求事項を満たしていないと思うような書面にての適正手続きの苦情申し立てを関係者が受け取らない限り、適正手続きの苦情申し立て（上記の要求事項を満たす）は十分なものであるとみなされます。また申し立てを受け取ってから 15 日以内とします。

関係者が通知を受け取ってから 5 日以内に、関係者が適正手続きの苦情申し立てが不十分なものであると考える場合、聴聞官は上記の必要事項を満たしているかの判断し、あなたと LEA に書面にて直ちに知らせなければなりません。

4. 苦情申し立ての修正

あなたまたは LEA は以下の時のみにおいて苦情申し立てを変更することができます。

- a. 下記に説明される解決のためのミーティングを通して、適正手続きの訴えを変更する機会を他の関係者が書面にて承認した場合。もしくは
- b. 聴聞官が変更の許可を与えたときいつでも、ただし、適正手続きのヒアリングが始まってから 5 日を超えないものとします。

申し立てを行う側（あなたや LEA）が適正手続きの苦情申し立ての変更を行った場合、日程のやり直しが修正のあった日から行われます。申し立てが受理されてから解決のためのミーティングは 15 日以内・解決のための期間は 30 日以内。

5. 適正手続きの苦情申し立てに対する LEA の応答

LEA が事前の書面通知をあなたに送っていない場合、あなたの適正手続きの苦情申し立ての案件にかんして、「事前の書面通知の項目」にあるように LEA は適正手続きの苦情申し立ての受理から 10 日以内に下記を含む応答を行わなければいけません。

- a. 適正手続きの苦情申し立てで提起された行動について、なぜ LEA が提案または拒否を行ったかの説明。
- b. あなたの子どもの IEP チームが考える他の選択肢の説明となぜその選択肢が拒否されたかの理由。
- c. 提案または拒否の根拠となっている LEA が使うレポートまたは評価の手続き・判断・記録・の説明。そして
- d. LEA の提案または拒否に関係する他の要因の説明。

上の 1 から 4 の事を提供することは、あなたの適正手続きの苦情申し立てが不十分であると LEA が主張することを妨げるものではありません。

6. 適正手続きの苦情申し立てに対する他の関係者の応答

上記下位見出しのことを除き、LEA の適正手続きの苦情申し立ての応答、適正手続きの苦情申し立てを受け取った関係者は、受理から 10 日以内に苦情申し立ての件について述べられた応答を他の関係者に送らなければいけません。

C. 解決のプロセス (34 CFR §300.510)

1. 解決のミーティング (Resolution meeting)

適正手続きのヒアリングが始まる前であなたの適正手続きの苦情申し立ての通知受理から 15 日以内に、あなたと関係者または適正手続きの苦情申し立てで提起している問題について特別な知識を持った IEP チームのメンバーを集めたミーティングを LEA は行わなければなりません。ミーティングは下記のようなものです。

- a. LEA を代表し決定権をもった LEA の代表者を含まなければなりません。そして
- b. あなたが弁護士と同伴しないかぎり、LEA の弁護士を含むことは許可されていません。あなたと LEA がミーティングに参加する IEP チームの関係するメンバーを決めます。ミーティングの目的は LEA が紛争を解決できる機会を持てるように、あなたの適正手続きの苦情申し立てと、申し立ての根拠となっている事実について議論することです。
- c. 次のような場合解決のミーティングは必要ではありません。
 - 1) あなたと LEA がミーティングを見送る事を書面で同意した場合。もしくは
 - 2) 下記の「調停」の項目にあるように、あなたと LEA が調停プロセスを行うことに同意した場合。

2. 解決期間

LEA が、申し立ての受領から 30 日以内に適正手続きの苦情申し立てを解決していない場合、適正手続きのヒアリングが起こりうります。（解決のプロセスの期間中）

最終的な結論を出すための 45 日間の日程は、30 日間の解決期間の期限が切れてから始まります。（その 30 日間を修正する、下記にある特定の修正を例外として）

あなたと LEA の両者が解決のプロセスを見送ることに同意した場合や調停を利用する場合を除き、あなたの解決ミーティングの不参加は解決プロセスと適正手続きのヒアリングをあなたがミーティング参加するまで遅らすこととなります。

適切な努力を行い、それを記録・立証した後、LEAがあなたの参加を得ることができない場合、聴聞官があなたの適正手続きの苦情申し立てを却下するようにLEAは要請することができます。（解決のための30日間の終わりに）。適切な努力の記録・立証は、場所・時間に対する双方での同意の手配を試みたものを含まなければいけません。例えば、

1. 通話の記録や通話の試みに関して詳細な記録。
2. あなたに送られた通信のコピーと応答。そして
3. あなたの自宅・職場への訪問とその結果に関する詳細な記録。

LEAが、あなたの適正手続きの苦情申し立て受領から15日以内に解決ミーティングを開かない場合、または解決のミーティングに参加しない場合、あなたは聴聞官に45日の適正手続きのヒアリングの日程を開始するよう命令することを求めることができます。

3. 30日の解決ミーティングの期間の調整

LEAとあなたが解決のミーティングを見送ることを書面で同意した場合、45日の適正手続きヒアリングの日程が次の日から開始となります。

30日間の解決ミーティングの終わりより前で、調停または解決ミーティングが開始した後、両者が合意することが不可能あなたとLEAが書面で同意した場合、45日の適正手続きのヒアリングの日程が次の日から開始となります。

あなたとLEAが調停プロセスを利用することに同意した場合、30日の解決期間の最後から、両者が合意を得るまで調停を続けることを書面で同意することができます。しかし、もしどちらかが調停プロセスを引き下げた場合、45日の日程の適正手続きのヒアリングが次の日から開始となります。

4. 書面による合意決着

解決ミーティングにて紛争の解決に達した場合、あなたとLEAは下記に従った法的な拘束力をもつ合意を結ばなければいけません。

- a. あなたとLEAに対して権限を持つLEAの代表者による署名
- b. 合意の見直し期間-あなたとLEAが解決ミーティングの結果合意を結んだ場合、両者のどちらかは3営業日以内にその両者が署名した合意を向こうにすることができます。

V. 適正手続きの苦情申し立てにおけるヒアリング

A. 公平は適正手続きのヒアリング (34 CFR §300.511)

1. 一般事項

適正手続きの苦情が申し立てられた時にはいつでも、紛争に巻き込まれたあなたまたは LEA は、このことは「適正手続きの苦情申し立て」と「解決のプロセス」の項にて説明されているように、公平な適正手続きのヒアリングの機会を得なければなりません。ペンシルバニア州では、適正手続きのシステムは紛争解決のためのオフィス (the Office for Dispute Resolution (ODR)) により管理されています。(後の「リソース」の欄リストがあります。)

2. 公平な聴聞官

聴聞官は最低限以下のものでなければいけません。:

- 子どもの教育やケアに関係のある LEA や州の教育期間に雇われた者であってははいけません。しかし、その者が聴聞官として使えるために、機関からの(賃金)を支払われているというだけの理由では、その者が機関に雇われた者であるというわけではありません。
- ヒアリングにおいて聴聞官として客観性と相容れない個人的または職業上の利害関係がある者であってははいけません。
- IDEA の条項について・IDEA に関係する連邦や州の規則・連邦や州の裁判所の IDEA の法的解釈を理解し知識がある者でなければいけません。そして
- ヒアリングを行うこと・適切で標準的な法律実務に一貫性を保つこと・決定を行い書面に記すことについての知識と能力を備えていなければなりません。

SEA は、聴聞官として仕える人のリストを、それぞれの聴聞官として認定された証とともに保管しておくなければいけません。

3. 適正手続きの内容 (主題)

適正手続きのヒアリングを要請した関係当事者 (あなたまたは LEA) は、適正手続きのヒアリング中において、適正手続きの苦情申し立てで述べられていない問題を上げることはできません。ただし、相手が同意した場合はこの限りではありません。

4. ヒアリングの要請のための日程

a. 期間の制限

あなたまたは LEA は、適正手続きの苦情申し立てにおいての公平なヒアリングを2年以内に要請しなければなりません。申し立てられている問題についてあなたまたは LEA が知った日付、または知っているはずである日付からの2年以内です。適正手続きの苦情申し立ては2年以内に起こった問題について主張しなければなりません。適正手続きの苦情申し立ての根拠となっている行動について、あなたまたは LEA が知った日付、または知っているはずである日付からの2年以内です。

日程の例外

以下の理由で申し立てができなかった場合は、上記の日程は当てはまりません。

- あなたが提起した問題を解決したと明らかに間違った説明を LEA が行った場合。もしくは
- IDEA パート B の下あなたに提供される必要がある情報を、LEA があなたへ伝えなかった場合。

B. ヒアリングの権利 (34 CFR §300.512)

1. 一般事項

適正手続きのヒアリング (懲戒手続きを含む) または控訴 (訴え) に対してのどの関係者も「控訴の決定と公平な見直し」の項にあるように、以下のような権利があります。

- 法律家または特別な知識がある者・能力欠如のある子どもに関する問題の訓練を受けた者、あるいは両者からのアドバイスを受たり同伴する事。
- 証拠の提示・対抗・反対尋問・証人の出席の要求。

- c. ヒアリングが開始される前に、少なくとも5日前に、他の関係者への開示がされていない証拠のヒアリングでの紹介を禁止する事。
- d. ヒアリングにて書面による、または、あなたの意見において、電子による、一語一語の記録を得る事。そして
- e. 書面による、または、あなたの意見において、電子による事実や決定判断の事実認定を得る事。

2. 追加による情報の開示

適正手続きヒアリングの少なくとも5営業日前に、あなたとLEAは他の関係者へすべての評価と助言勧告を開示しなければなりません。評価とはその日までに行われたものであり、助言勧告とはその評価をもとにしたものであなたまたはLEAがヒアリングにて利用しようとしているものです。

この要求事項に従わなかった関係者が、その関連する評価や助言勧告の紹介する事。この事を聴聞官は、他の関係者（相手）の承諾がなく行われた場合、阻止する場合があります。

3. ヒアリングにおける親の権利

あなたは以下のような権利を与えられなければなりません。

- a. ヒアリングにおける主題となっている子どもを列席させること。
- b. ヒアリングを公に開くこと。そして
- c. ヒアリングの記録・事実と決定の事実認定はコストのかかることなく、あなたに提供されること。

C. ヒアリング評決 (34 CFR §300.513)

1. 聴聞官の評決D

- a. あなたの子どもがFAPEを受けたかどうかの聴聞官の決定は実質的な根拠に基づいたものでなければいけません。
- b. 手続き上の違反行為の主張に関して、聴聞官は以下のような場合のみあなたの子どもがFAPEを受けてないと判定する場合があります。
 - 1) 手続き上の不備があなたの子どものFAPEの権利に干渉した場合。
 - 2) 手続き上の不備が、あなたの子どもにFAPEを与える決定のプロセスに参加する機会をあなたから大きく妨げた場合。もしくは
 - 3) 手続き上の不備が、教育の恩恵（利益）を奪った場合。

c. 条項の解釈

上記の条項は、IDEAパートBの下、連邦の規則の手続き上の保護のセクションの必要事項をLEAに準じさせる聴聞官の命令を妨げるものであると解釈する事はできません。(34 CFR §§300.500 through 300.536). 次の条項は、法的権限のある司法権を持った適正手続きの評決を控訴するあなたの権利に影響を及ぼすことができません。適正手続きの苦情申し立ての申請：適正手続きの苦情の申し立て：公平な適正手続きのヒアリング：ヒアリングの権利：そしてヒアリングの評決 (34 CFR §§300.507 から 300.513),

2. 適正手続きヒアリングの別のリクエスト

IDEAパートB(34 CFR §§300.500 から 300.536)の下、どの適正手続きの保護について州の規則も、すでに申請された適正手続きの苦情申し立てとは別の適正手続きの苦情申し立てを行うことをあなたから妨げるものと解釈されることはできません。

3. 諮問委員会と一般の人への申請と評決

個人情報 を消去した後SEAは下記のことをしなければなりません。

- a. 適正手続きにおいて事実認定や評決を提供または州の特別教育アドバイザー委員会 (the State Special Education Advisor Panel:SEAP) への控訴をしなければなりません。そして
- b. それらの事実認定と評決を公のものにしなければなりません。(利用可能に)

D. 最終的な評決、控訴、公平な見直し (34 CFR §300.514)

ヒアリングの評決の結論

適正手続きのヒアリングで下された評決（懲戒手続に関するヒアリングを含む）は最終的なものです。ただし、ヒアリングの関係者（あなたまたはLEA）は司法権のある法廷にその評決についての控訴を行うことができます。

E. ヒアリングの日程と利便性 (34 CFR §300.515)

1. 日程（タイムライン）

SEAは30日の解決ミーティングの期限後から45日以内に、または「30日の解決ミーティングの修正」の項で説明されているように下記の事を確実にしなければなりません。

- a. ヒアリングにて最終的な評決に達すること。そして
- b. 評決のコピーをあなたとLEAに郵送すること。

2. 期間の延長

あなたまたはLEAが特別な期間の延長を要請した場合、聴聞官または見直しする役員は上記に記した期間を越えて特別な期間延長を許すことがあります。(45日のヒアリング評決と30日の見直し評決)口頭による主張に関わる各ヒアリングは、あなたまたはあなたの子どもに適切に利便性のある時間場所で行われなければなりません。

F. 民事訴訟 (これらの申し立ての行動の期間を含む) (34 CFR §300.516)

1. 一般事項

SEAの評決・事実認定に同意できないどの関係者も(あなたまたはLEA)、適正手続きのヒアリングで提起された問題について民事訴訟に持ち込む権利を持っています。(懲戒手続に関するヒアリングを含む)。紛争の大きさに関わらず、米国の地方裁判所(district court)に持ち込むことができます、または司法権のある州裁判所に持ち込むことができます。(州裁判所はこのようなケースを聞き入れる権限を持っています)。ペンシルバニア州では、司法権の資格ある裁判所はコモンウェルス裁判所(the Commonwealth Court)です。

2. 期間の期限

米国地方裁判所に訴えを持ち込む関係者(あなたまたはLEA)はSEAの評決から90日以内に民事訴訟の申請を行わなければいけません。コモンウェルス裁判所に訴えを持ち込む関係者は30日以内にSEAの評決から民事訴訟の申請を行わなければいけません。

3. 追加の手続き

どの民事訴訟においても裁判所は:

1. 行政上の訴えの記録を受け取ります。
2. あなたの要請またはLEAの要請において追加の証拠を聞き入れます。
3. 評決するのに優位な証拠を根拠にし、適切であると裁判所が判断する(訴訟上の)救済をゆるします。

4. 解釈のルール

IDEAパートBにあるどれも次のような法立による権利・手続き・補償を制限したり限定したりするものではありません。アメリカ合衆国憲法、障害を持つアメリカ人法(the Americans with Disabilities Act of 1990)、1973年リハビリテーション法のタイトルVのセクション504(Title V of the Rehabilitation Act of 1973 (Section 504))、または障害を持つ子どもの権利を守るその他の州法。これらの法により求められIDEAパートBにおいても利用可能な訴訟上の救済の下に民事訴訟を申請する前を除き、DEAパートBの下に関係者が訴えた場合に要求される事と同じく、上記で説明された適正手続きは調べつくされなければいけません。

この事は、IDEAと重複する他の法の下での補償を得ることができることを意味します。しかし一般的に、他の法の救済を得るためには、あなたはIDEAの下にある利用可能なものをまず使い尽くさなければいけません。しかし一般的に、他の法の救済を得るためには、IDEAのもとにある利用可能な行政上の補償をまず使い尽くさなければいけません。(例: 適正手続きの苦情申し立て、解決ミーティング、公平な適正手続きのヒアリング手続き)。この事は、行政上の補償を利用し尽くしたが効果の無いものと言いつつ特別な法的例外が利用可能でない限り裁判所に行く前に行わなければなりません。

G. 弁護士の費用 (34 CFR §300.517)

1. 一般事項

IDEAパートBの下に持ち込まれたどの訴訟や訴えにおいて、裁判所はその裁量の中で、適切な弁護士の費用を下記の側のコストとして裁定(費用の補償)しても良いことになっています。

- a. もしあなたが勝者側と考えられた場合、あなたに対して裁定。
- b. 勝者側の州の教育機関またはLEAに対して裁定。次のような場合あなたの弁護士によって支払われます。(a)弁護士が軽率(不真面目)で非合理でまたは根拠のないような苦情申し立て、裁判

事件を申請した場合。もしくは(b)あきらかに軽率（不真面目）で非合理で根拠のないような訴訟争いになった後にも訴訟を続けた場合。もしくは

- c. 勝者側の州の教育機関または LEA に対して裁定。次のような場合あなたまたはあなたの弁護士によって支払われます。あなたの適正手続きのヒアリングの要請または後の裁判事件が不適切な目的のために提出されていた場合。例えば嫌がらせのため、または不必要な遅延を起こすため、または訴えのコストを不必要に増やすためなど。

2. **適切な費用** 裁判所は適切な弁護士費用を下記の事項に一致するように裁定（補償を与える）します。
- a. 費用は訴えやヒアリングが上がった地域にての種類・用意されたサービスの質に対しての広く行き渡った料金に基づくものでなければいけません。裁定される近眼にボーナスや割増などを計上することはできません。
 - b. 下記のような場合は、書面によるあなたへ示談の申し出の後 **IDEA** パート **B** 下行われた訴訟や訴えの費用は裁定されず、関係するコストも返済補償されません。
 - 1) 申し出が連邦民事訴訟規則の規則 6 8 (**Rule 68 of the Federal Rules of Civil Procedure**) で規定された時間内で作られたもの、または適正手続きの場合もしくは州レベルでの見直し内でのもの、または訴えが始まる前の 10 日以上の前時に作られたもの。
 - 2) 申し出が 10 日以内に受理されなかった場合。そして
 - 3) 裁判所または行政の聴聞官が、あなたが得た最終的な救済が示談の申し出より好ましいものでないと判断したとき。
 - 4) これらの制限にもかかわらず、弁護士費用または関連コストの裁定が次の場合あなたに対しておこなわれるかもしれません。あなたが勝ち、あなたがその示談申し出を断った事が大いに正当化された場合。
 - c. 裁判所の訴えや行政上の訴えの結果としてのミーティングが開かれない場合を除き、費用は **IEP** チームのミーティングに対して裁定されません。「解決のミーティング」の項で説明された解決ミーティングは、行政上のヒアリングまたは裁判所の措置の結果として召集されたミーティングとは見なされません。そして、弁護士費用の提供のための行政上のヒアリングまたは裁判所の措置として見なされるわけではありません。
 - d. 「調停」の項で説明された調停のために費用が裁定されることは許されていません。

3. 費用の削減

裁判所が以下のようなことを見つけた場合、裁判所は **IDEA** パート **B** の下、裁定される弁護士の費用を減らします。

- a. 訴え、訴訟の間、あなたまたはあなたの弁護が不合理に紛争の最終解決を遅らせた場合。
- b. その地域で おなじスキル・評判・経験を持った弁護士による似たサービスの料金の相場を不合理に越えるような場合。
- c. 訴えや訴訟の種類に対して過度の時間使用や法的サービスが行われた場合。もしくは
- d. 「適正手続きの苦情申し立て」の項に説明されるように、求められた情報を、あなたを代理する弁護士が適切に提供しなかった場合。

しかし、州または訴えの最終解決に **LEA** が不合理な遅延を行った場合、もしくは **IDEA** パート **B** の手続き上の保護の侵害を行った場合、裁判所は費用を減らすことはできません。

H. モデルフォーム（書式の雛形）（34 CFR §300.509）

州の教育期間（the State Education Educational Agency (SEA)）適正手続きの苦情申し立てや苦情申し立ての申請を助けるモデルフォームを発展させている間。SEA または LEA があなたにそれらのモデルフォーム n の使用を要求することはできません。実質的に、申請に要求される情報を含む限り、あなたはこのフォームや他の適切なモデルフォームを使うことができます。

VI. 調停 (34 CFR §300.506)

A. 一般事項

SEA は意見の相違を解決するためにあなたと LEA が調停を利用可能となるように努めなければなりません。意見の相違とは IDEA パート B の下起こっているどの問題のことで、適正手続き苦情申し立ての申請の前に起こった問題を含むものです。それゆえに、IDEA パート B の下に紛争解決のための調停は、あなたまたは LEA が適正手続き苦情申し立てを申請の有無に関わらず利用可能です。（「適正手続きの苦情申し立ての申請」の項で説明される適正手続きのヒアリングを要求する適正手続きの苦情申し立て。）

B. 手続き上の要求事項

手続きは調停プロセスを以下のように確実なものにしなければいけません。

1. 調停プロセスはあなたと LEA 側で任意に（自発的に）行われるものであること。
2. 調停プロセスがあなたの適正手続きのヒアリングの権利を遅らせたり拒否したりするのに使われないこと。または IDEA パート B の下の権利を拒否するのに使われないこと。そして
3. 効果的な調停技術の訓練を受けた、資格があり公平な調停者により行われること。I
4. 特別教育と関連サービスに関する規則に関して知識・資格ある調停者のリストを SEA は保持しなければならないこと。SEA は調停者を無作為に、順番に、他の公平な根拠を持って選択しなければならないこと。
5. 州はミーティングを含む調停プロセスのコストに責任があること。
6. どの調停プロセスのセッションも時間通りに行われること、あなたと LEA にとって利便性のある場所で行われること。
7. あなたと LEA が調停プロセスを通じて紛争解決に至った場合、両者は下記のような法的拘束力がある同意（取り決め）をおこなわなければなりません。
 - a. 調停プロセスの中で行われたすべての議論は守秘され、続いて起こる適正手続きヒアリングまたは民事の訴えの証拠として使われることがありません。そして
 - b. あなたと LEA の権限の持った LEA の代表者の両名による署名。
8. 署名された書面による調停の取り決めは司法権ある州裁判所（このタイプのケースの州法の下、権限を持った裁判所）、米国の地方裁判所において施行可能であること。
9. 調停プロセスの中おこった議論は守秘されなければならないこと。それらはこれから先におこる適正手続きのヒアリングまたは民事の訴えの証拠として使用することが出来ないこと。（連邦裁判所または IDEA パート B の下、州のアシスタントを得た州裁判所への訴えの中で）

C. 調停官の公平さ

調停官は

1. あなたの子どもや教育に関係している SEA または LEA の被雇用者であることは許されていません。そして
2. 調停官の客観性に相対する個人的または職業上の利害関係のある者ではいけません。ただし調停官として仕えるのに、その者が、LEA や SEA から支払われているからというだけでは被雇用者ということにはなりません。

VII. 調停や適正手続きを待つ間の子どもの教育配置 (34 CFR §300.518)

A. 一般事項

調停や適正手続きを待つ間の子どもの教育配置 (34 CFR §300.518)

下記にある「障害を持つ子どもの懲戒の時の手続き」の項にあるものを除き、他の関係者（相手側）に適正手続きの苦情申し立てが送られたら、解決プロセス期間の間・調停の間・公平な適正手続きヒアリング・または裁判所の処置の結果を待つ間、州または LEA が同意するそれ以外の場合を除き、あなたの子どもは今現在の教育配置の場所にとどまらなければなりません。

適正手続きが最初の公立学校への入学に関わるもの場合、すべての結果が出るまで(あなたの承諾の上)あなたの子どもは通常の公立学校のプログラムに配置されなければなりません。

その適正手続きの苦情申し立てによる提起されている申し込みが IDEA パート B の下、最初のサービスに対する子どものためものである場合（子どもとは IDEA パート C の下のサービスから IDEA パート B への移行中であり、3歳になりパート C のサービスを受けるのが望ましくない者）、その子どもが受け続けているパート C のサービスを提供することを LEA は要求されることがあります。

子どもたちが3歳で就学前の早期介入プログラムに移行する最中に紛争問題が起きた時、そして家族が紛争解決のための正式なヒアリングを要請した時、子どもたちは IFSP によるサービス継続の係争中であるとされます。

IDEA パート B の下、あなたの承諾の下、その子どもが初回の特別教育と関連サービスを受ける適正がある場合、訴えの結果が未決定、LEA は紛争中でない特別教育と関連サービスを提供しなければなりません。

(あなたと LEA の両者が同意の上)

VIII. もし私の子どもが懲戒的な問題により学校から除外されたら？

このセクションでは障害を持つ子どもの懲戒的除外(退学)についての概要を記します。

ペンシルバニア州には、LEAによってサービスを受けている障害をもつ子どもを懲戒的理由で除外する事において特別な規則があります。特に指定がない限りチャータースクールにいる子どもも同じ手続きに従います。

A. 学校職員の権限 (34 CFR §300.530)

1. ケースバイケースによる決定

学校職員はケースバイケースの特異な状況を考慮することができます。それが学校の規則を破る障害を持つ子どもへの適切な配置の変更をするかを決める場合、下記にある懲戒の必要事項に応じて決めることとなります。

2. 一般事項

障害のない子どもに対して行われるアクションと同じ範囲内で、学校の職員は、10日の連続した授業日を超えず、学校の規則を破った障害のある子どもを移動させることができます。(他には精神遅滞のある子ども)移動とは今現在の場所から適切な他の一時的な代わりとなる教育環境や他の環境または停学です。

学校の職員は10日の連続した授業日を超えず、別の不品行の件において追加の除外処分を同じ学年度に行うことができます。ただし、その除外処分が配置の変更を続けられない限りにおいて、または15日の連続した授業日を同学年度にて超えない限りにおいて。(懲戒除外処分による配置の変更を参照)

障害を持つ子どもが今現在の場所から移動され同学年度において合計10日以上となったら、LEAは下記の「サービス」の項にて要求されている範囲内でサービスの提供をしなければなりません。(その学年度内で続いて起こる除外の日にちの間にて)

3. 追加の権限

学校の規則を破った振る舞いが子どもの障害の兆候でない場合とその懲戒処分による配置変更が10日の連続した授業日を越える場合、学校の職員は、障害のある子どもに同じように行う懲戒手続きを行い、期間は障害のない子どもと同じ長さの懲戒手続を行えます。ただし、下記の「サービス」の項にあるサービスを学校は提供しなければならないことを除く。(下記の兆候の特定を参照)

子どものIEPチームは、そのようなサービスのための一時的な代わりの教育環境を決定します。

PAの特別教育の規則(22 Pa. Code Sec. 14.143)の下、1学年度内の計15日の以上の障害を持つ生徒への懲戒による除外は、教育の配置の変更と見なすパターンと考えられます。(懲戒除外処分に教育の配置変更を参照)

LEAは、配置変更を除外の前にNOREP/書面による事前の通知を親に送ることが必要とされています。

(10日の連続した除外または計15日の除外)

4. サービス

現在の配置から一時的な代わりの教育環境に移された障害を持つ子どもにサービスは提供されなければ行けません。その学年度で10日の授業日またはそれ以下の日の間、現在の配置から移された障害をもつ子どもへ、サービスを提供することのみがLEAには要求されています。同じように除外(移)された障害のない子どもの場合、停学となった際に見逃した勉強やテストを補う責任を持つことができます。そして、LEAによるガイドライン内でそれらの課題を終わらすことの許しを得ることができます。

10日の連続した授業日を超え現在の配置から移動させられた障害を持つ子どもは以下のようにでなければいけません。

- a. たとえ他の環境であったとしても一般の教育カリキュラムに参加することができるようになるため・子どものIEPにおけるゴールに進むことができるように教育サービスを受け続けること。
そして
- b. また再び起きないように、その問題行動に関し指定された行動の介入サービスと修正・行動の評価・適切に受けること。

障害を持つ子どもが1学年度の間10日の授業日の現在の配置からの除外をうけた後、

または、現在の除外が10日の連続した授業日またはそれ以下の日の場合で除外が配置の変更でない場合、少なくとも1人のその子どもの先生と相談し、たとえ他の環境であったとしても一般の教育カリキュラムに参加することができるようになるため・子どものIEPにおけるゴールに進むことができるようになるためにどの程度のサービスが必要とされているかを学校の職員は決めることになります。

除外が配置の変更である場合、たとえ他の環境であったとしても一般の教育カリキュラムに参加することができるようになるため・子どものIEPにおけるゴールに進むことができるようになるために子どものIEPチームは適切なサービスを決めることになります。

5. 兆候の特定

学校の規則の侵害による障害を持つ子どもの配置変更の決定がなされてから10日間の授業日以内に、(教育配置の変更を続ける変更でない場合、例：10日の連続の授業日やそれ以下の日で配置を変更しないもの) LEA・親・関係するIEPチームのメンバー (LEAと親により決められたメンバー) は、下記のことを決めるために、生徒のファイルの中の関連するすべての情報 (子どものIEP・どの先生の観察記録、その親によりもたらされたどの関連する情報を含む) を見直さなければなりません。

- a. 問題の品行が、子どもの障害によるものか、または子どもの障害に直接・重大に関係あるものかどうか。もしくは
- b. 問題の品行がLEAのIEPの施行の失敗の直接の結果によるものであるかどうか。

LEA・親・関係するIEPのチームメンバーがそのどちらの状況でもないと判断した場合、その品行は子どもの障害の兆候であると判断されなければなりません。

LEA・親・関係するIEPのチームメンバーがその品行がLEAのIEPの施行の失敗の直接の結果によるものと判断する場合、LEAは、その不備を改善する行動を直ちにとらなければいけません。

6. 行動 (振る舞い) が子どもの障害の兆候であったとの判断決定

LEA・親・関係するIEPのチームメンバーがその品行が障害の兆候であると判断した場合、IEPチームは下記のどちらかをおこなわなければなりません。

- a. LEAがすでに配置の変更の前に行動の評価を行っていた場合を除き、行動の評価を行うことと行動の介入計画の実行。もしくは
- b. もし行動の介入計画がすでに発展されていた場合、その行動に対する行動の介入計画の見直しと修正 (必要であれば)

「特別な状況」の項目に説明されていることを除いて、LEAは除外された元の場所に子どもを戻さなければいけません。親と地域が行動介入の計画修正の一部として配置の変更を認めた場合はこの限りではありません。

7. 特別な状況

その行動が子供の障害の兆候であろうとなかろうと、子どもが以下のようなであれば、学校の職員はその子どもを、最大45日まで一時的な代わりの教育環境 (IEPチームによって決められた) へと除外することができます。

- a. 学校・学校の敷地内・LEAの司法権の下の学校行事にて、武器 (下記の定義の項を参照) を所持・持ち込みを行った場合。
- b. 学校・学校の敷地内・LEAの司法権の下の学校行事にて、知った上で非合法のドラッグの所持・使用 (下記の定義の項を参照) 、または規制されているものの販売や誘い (下記の定義の項を参照) 、を行った場合。もしくは
- c. 学校・学校の敷地内・州の教育機関またはLEAの司法権の下の学校行事にて、他の人に重大な身体的損傷を負わせた場合。

8. 定義

- a. 規制されたものとは規制物質法により定められたドラッグや他の物質の事を意味します。規定物質法のセクション202の中のI,II,III,IVまたはVの表 (under schedules I, II, III, IV, or V in section 202 (c) of the Controlled Substances Act (21 U.S.C. 812(c))) .
- b. 非合法ドラッグとは規制されたものの事を意味しますが、規制されたものとは資格をもったヘルスケアのプロフェッショナルの監督の下に合法的に所持・使用されるもの、または他の法の

権限の下、または他の連邦法の権限の下合法的に所持・使用されるもの合法的に所持・使用される規制されたものを含みません。

- c. 重大な身体的損傷とは、合衆国法典のタイトル18セクション1365-hの段落3の下に定義された「重大な身体的損傷：serious bodily injury」を意味するものとします。(paragraph (3) of subsection (h) of section 1365 of title 18, United States Code.)
- d. 武器とは、合衆国法典のタイトル18セクション930-gの段落2の下に定義された「危険な武器：dangerous weapon」を意味するものとします。

9. お知らせ

学校の規則の違反により子どもの教育の配置の変更を伴う除外処分の決定を行った日に、LEAは親にその決定を知らせ、手続き上の保護のお知らせを提供しなければなりません。

B. 懲戒処分の除外により配置の変更 (34 CFR §300.536)

下記の場合、障害を持つ子どもの今現在の教育配置からの除外はNOREP/書面による事前通知が必要な配置の変更となります。

1. その除外が10日の連続した授業日より長い場合。もしくは
2. その除外が同学年度で計15日の授業日に達する場合。
3. 下記の理由で、パターンのある連続した除外を子どもが受けることを必要とされている場合。
 - a. 1学年度内で連続した除外が10日の授業日以上である
 - b. 子どもの行動が、上の連続した除外を起こした出来事の子どもの行動にかなり似ている。
 - c. お互い近接した除外と子どもの除外の期間・各除外の長さなどの追加の要因。そして

もし疑問がある場合、LEAのケースバイケースの配置の変更をとまなう除外のパターンかどうかは適正手続きと司法の訴訟手続きを見直すことが必要となっています。

C. セッティング (環境) の決定 (34 CFR §300.531)

「追加の権限」と「特別な状況」の項目の下の除外と配置の変更を伴う除外のため、IEPは一時的な代替りの教育環境を決めなければなりません。

D. 控訴 (34 CFR §300.532)

1. 一般事項

下記の事に同意しない場合、障害を持つ子どもの親は、適正手続きのヒアリングを要請するため適正手続きの苦情申し立て（上記を参照）を申請することができます。

- a. これらの懲戒規則のもとに行われた配置に関する決定。もしくは
- b. 上記で説明された、兆候の決定

今現在の子どもの配置が他の子どもや他者に対して損害を与える可能性が大いにあると考える場合、LEAは、適正手続きのヒアリングを要請するため適正手続きの苦情申し立て申請（上記を参照）を行うことができます。

2. 聴聞官の権限

「公平な聴聞官」の項にある条件を満たした聴聞官は適正手続きと評決をおこなわなければなりません。聴聞官は

- a. 除外が「学校職員の権限」にある必要条件を侵害しているとした場合、または子どもの行動が子どもの障害の兆候であると判断した場合障害をもつ子どもを除外された元の場所に戻すことができます。もしくは
- b. 今現在の子どもの配置が他の子どもや他者に対して損害を与える可能性が大いにあると考える場合、45日の授業日を越えることなく、一時的な代替りの教育環境への障害を持つ子ども配置の変更を命ずることができます。

LEAが子どもを元の配置に戻すことは他の子どもや他者に対して損害を与える可能性が大いにあると考える場合は、これらのヒアリング手続きは繰り返されることがあります。

親または LEA がヒアリングを要求するため適正手続きの苦情申し立てを申請するときにはいつでも、「適正手続きの苦情申し立ての手続き」・「適正手続きのヒアリング」にある必要事項に合うようにヒアリングはおこなわなければなりません。ただし以下は除きます。

1. SEA は、迅速な適正手続きのヒアリングを行えるように手はずを整えなければなりません。ヒアリングが申請されてから 20 日の授業日以内に、そしてヒアリングを終えてから 10 日の授業日以内に決定を行わなければなりません。
2. 親と LEA が書面にてミーティングの見送りを同意した場合、または調停を使うことに同意した場合を除き、解決のためのミーティングは、適正手続きの苦情申し立ての通知を受け取りから 7 日以内に行わなければなりません。適正手続きの苦情申し立ての受領 15 日以内に両者が納得しうる問題の解決に至った場合を除き、ヒアリングは続行されても良いことになります。

他の適正手続きのヒアリングと同じように行われるように、迅速に行われた適正手続きのヒアリングの評決に対して関係者は控訴を行うことができます。（上記の「控訴」を参照）

E. 控訴の間の配置 (34 CFR §300.533)

上記で説明があるように、親または LEA が、懲戒に関する問題に関わる適正手続きの苦情申し立てを申請した時に、聴聞官の決定がまだである、または「学校の職員の権限」の項にある除外の期限が切れるまで場合、どちらが先に起きようと、子どもは一時的な代替りの教育環境にとどまらなければなりません。ただし、親と州の教育期間または LEA が同意した場合はこの限りではありません。

精神遅滞の子どものための特別なルール

LEA またはチャーター・サイバーチャーター・スクールに通う精神遅滞の子どもへの懲戒的除外は期間がどの程度であろうと、「22 Pa. Code Sec. 14.143」の下に配置の変更であると考えられます。そして、NOREP/書面による事前通知が必要とされます。（その懲戒がドラッグ・武器・（または）重大な身体的損害に関わるものでない場合）。その懲戒がドラッグ・武器・（または）重大な身体的損害に関わるものである時、学校からの除外は、精神遅滞の子どもと特定されたのための配置の変更ではありません。â

コモンウェルスが結ぶ関連する PARC 承諾命令の特定の保証によると、LEA は、その子ども自身または他の者に対して危険を引き起こす精神遅滞の子どもに、特別教育局（the Bureau of Special Education）の申請と承認の上、LEA は限られた基準の上、精神遅滞の他に障害を持つ子どもがうけるうる停学の程度・範囲のみでの停学処分を行うことができます。

F. まだ特別教育と関連サービスが適正とされていない子どもへの手続き (34 CFR §300.534)

1. 一般事項

子どもがまだ特別教育と関連サービスが適正と決められておらず学校の規則に違反した場合、しかし、LEA が違反行動の前に子どもが障害を持つ子どもであると認識していた場合（下記を参照）、その子どもはこのお知らせに説明される保護手段を主張することができます。

2. 懲戒的な問題の認識の根拠 下記のような場合、懲戒的な問題が起こる前に、LEA は障害を持つ子どもに対する認識を持つと考えられなければいけません。

- a. 教育管理者または監督者としての適切な教育機関の者または子どもの先生に、子どもが特別教育と関連サービスを必要としているのではないかとの懸念を、親が書面にて知らせた場合。
- b. IDEA パート B の下、特別教育と関連サービスの適正に関する評価の親の要請が合った場合。もしくは
- c. 子どもの先生、または他の LEA の職員が、子どもの行動パターンに特別な懸念を LEA の特別教育に関する監督者または他の LEA の管理者に知らせた場合。

3. 例外

下記の場合 LEA は認識を持っていると見なされません。

- a. 子どもの親が子どもの評価を許可しない、または特別教育と関連サービスを拒否した場合。もしくは
- b. IDEA パート B の下、子どもが障害を持たないと評価され、決定されていた場合。

4. 認識についての根拠がないとされる条件

子どもに対して懲戒的な措置がされる前に、上記にある「懲戒的な問題の認識の根拠」と「例外」の項目での説明の下に子どもが障害を持つとの認識が LEA がない場合、同等の行為を行う子どもは障害がない子どもに適用される懲戒的な措置を必要とされることがあります。

しかし、懲戒的な措置を必要とされている期間に子どもの評価の要請が行われた場合、評価は迅速に行われなければいけません。

教育サービスのない排除または停学を含む学校の権限により決められた教育の場所に、評価が完了するまで子どもはとどまることとなります。LEA による評価の情報・親からの情報を考慮し子どもが障害をもつ子どもであると判断された場合、LEA は IDEA パート B に従って LEA は特別教育と関連サービスを提供しなければなりません。上記で説明された懲戒の必要事項を含む)

G. 法執行機関と司法権限によるアクションと委託 (34 CFR §300.535)

1. 州と連邦の規則は下記を行いません。The state and federal regulations do not:

- a. 障害を持つ子どもが犯した犯罪を適切な権威に機関が報告するのを妨げること。もしくは
- b. 州の法執行機関と司法権限が、障害を持つ子どもによる犯罪に対して、連邦法・州法の適用に関する彼らの責務を果たすことを中止させること。

法執行機関への委託に続き、行動の評価の更新と教育的な行動のサポートが必要とされています。

2. 記録の送信 Transmittal of records

LEA が障害を持つ子どもによる犯罪を報告する場合、LEA は以下に従います。

- a. LEA は子どもの特別教育と懲戒の記録のコピーが、犯罪を報告する者に、法の権限による検討のため送信されることを確実なものとしなければなりません。そして
- b. FERPA による許された者に限り、特別教育と懲戒の記録を送信することができます。

IX. 子どもを私立学校に親が通わせた場合、どのような特別教育が利用可能であるか？

このセクションでは、子どもを私立学校に親が通わせた場合、どのような特別教育が利用可能であるかを述べています。

A. 一般のルール (34 CFR §300.148)

LEA があなたの子どもに対して FAPE を利用できるようにしたがあなたが子どもを私立学校や私立施設に通わす事を選ぶ場合、IDEA のパート B は、私立学校や私立施設の特別教育と関連サービスを含む教育の費用を LEA が払うことを LEA に対して要求していません。しかし、私立学校がある場所のその IU はあなたの子どもを、「34 CFR §§300.131 から 300.144.」の下に私立学校へ親により配置されている子どもに関するパート B の条項の下に述べられている必要性がある）、集団に含めなければなりません。

B. 例外

1. 私立学校への配置の補償

LEA の権限によりあなたの子どもが以前特別教育と関連サービスを受けている場合であなたが子どもを私立の幼稚園(preschool)、小学校 (elementary school)、または、中等の学校(Secondary school)に LEA の紹介または承諾なしに通わせる場合、また学校に通う前の段階で LEA があなたの子どもに FAPE を利用できるようにしておらずその私立学校への配置が適切であると裁判所または聴聞官が判断した場合、裁判所または聴聞官は機関にその学費費用の補償を要求することができます。

LEA や州の教育機関により提供される教育に適用される州の基準に、たとえその配置が則してないとしても、聴聞官または裁判所はあなたのその配置が適切であるとの判断を行うことができます。

2. 補償の限

下記の場合、上記の段落にて説明される補償の費用は拒否または減額されることがあります。

- a. (a) あなたの子どもが公立学校からの除外についてのもっとも近いあなたが参加した IEP のミーティングにて、あなたが IEP チームに、LEA によって FAPE を提供するために提案された配置にあなたが拒否したことを伝えなかった場合（あなたの懸念や公共支出によって私立の学校へ通わせる意図を含む）または (b) あなたの子どもの公立学校からの除外より少なくとも 10 日の営業日前に（営業日に起きた休日を含む）、書面にて LEA にその情報を伝えなかった場合
- b. あなたの子どもの公立学校からの除外より前に、LEA が書面によってあなたに評価の意図伝えたのにも関わらず、あなたが子どもへの評価を行えるようにしなかった場合（適切で合理的な評価の目的について声明を含む）。または
- c. 裁判所があなたの行動が理にかなったものでないと判断した時。

3. 補償の限度の例外

補償の費用は

- a. 次の場合、通知の提供の失敗により減額されたり拒否されたりすることがあってはなりません。
(a)あなたが通知を提供する事を学校が妨げた場合。 (b) 上記で説明された通知を提供することに関してあなたが責任を持つということ知らせる知らせをあなたが受け取っていない場合。または(c) 上記の必要事項に従うことがあなたの子どもに身体的な損害をもたらすことの可能性が大いにある場合。そして
- b. （裁判所または聴聞官の裁量内で）次の場合、親の通知の提供の失敗による減額されたり拒否されたりすることが許されているわけではありません。(a)親が読み書きできないまたは英語で書くことができない。または、(b)上記の必要事項に従うことがあなたの子どもに重大な感情的損害をもたらすことの可能性が大いにある場合。

C. 公平な参加 (34 CFR §300.138)

ペンシルバニア州の教育署のポリシーは中間ユニット (Intermediate Unit :IU) は親により私立学校に通わされる障害を持つ子どもすべてについて評価・身元確認・居所の定めを行わなければいけないとしています。IU のサービスエリア内の私立学校、宗教団体による学校、小学校 (elementary schools)、中等の学校 (Secondary school) を含む。

親が私立学校に子どもを配置する時、FAPE が問題でない時、そのような状況では、IU のサービスエリア内にある私立学校に親により通わされている障害を持つ子どもの数と居所に従う範囲にて、IU のプランの下に行われるまたはサポートされるプログラムにある子どもの参加のために IU は備えなければなりません。IU プランとは私立学校と IU との間に結ばれた公平な参加 (Equitable Participation(EP))に関する同意に従い決められた直接のサービスを含む特別教育と関連サービスの提供によるものです。IU により指定された私立学校の障害を持つ子どものためのサービスプランは、公平な参加の同意のもとに決められた特別教育と関連サービスを受けるために居所を定められた私立学校の IU により発展と実行が行われなければなりません。

親により私立学校に通わされる障害を持つどの子どもも、もしその子どもが公立学校に通った場合に受けられた特別教育と関連サービスの一部またはすべてを受ける個人的な権利を持っていません。適正手続きと苦情申し立ては適用されません。ただし、子どもの必要事項に満たすことの IU による疑わしい失敗は例外です

.

リソース

THE ARC OF PENNSYLVANIA
301 Chestnut Street, Suite 403
Harrisburg, PA 17101
800-692-7258
www.thearcpa.org

**BUREAU OF SPECIAL EDUCATION'S
CONSULTLINE, A PARENT HELPLINE**
800-879-2301

コンサルトライン(ConsultLine)の職員は親の役に立つためにいて、障害を持つ子どもまたは特別教育に関連する連邦法・州法により障害を持つと見なされる子どもを擁護、どのような選択肢を親がとれるか;親の手続き上の保護について知らせ;他のサポートサービスや機関を特定;どのような改善策がありそれを親がどのように行えるかを説明するのに役に立つためにいます。

DISABILITIES RIGHTS NETWORK

1414 North Cameron Street
Suite C
Harrisburg, PA 17103
800-692-7443 (Toll-Free Voice)
877-375-7139 (TDD)
717-236-8110 (Voice)
717-346-0293 (TDD)
717-236-0192 (Fax)
www.drnpa.org

**HISPANOS UNIDOS PARA NIÑOS
EXCEPCIONALES (PHILADELPHIA HUNE, INC.)**

2215 North American Street
Philadelphia, PA 19133
215-425-6203
215-425-6204 (Fax)
huneinc@aol.com
www.huneinc.org

MISSION EMPOWER

1611 Peach Street, Suite 120
Erie, PA 16501
814-825-0788
advocate@missionempower.org
www.missionempower.org

OFFICE FOR DISPUTE RESOLUTION

6340 Flank Drive
Harrisburg, PA 17112-2764
717-901-2145 (Phone)

800-222-3353 (Toll free in PA only)

TTY Users: PA Relay 711

717-657-5983 (Fax)

www.odr-pa.org

紛争解決のためのオフィス (The Office for Dispute Resolution) は調停と適正手続きシステムを州全体に渡って管理運営します。そして代わりとなる紛争解決の方法のトレーニングとサービスを提供します。

**PARENT EDUCATION AND ADVOCACY LEADERSHIP
CENTER (PEAL)**

1119 Penn Avenue, Suite 400

Pittsburgh, PA 15222

412-281-4404

866-950-1040 (Toll Free)

412-281-4409 (TTY)

412-281-4408 (Fax)

www.pealcenter.org

PUBLIC INTEREST LAW CENTER OF PHILADELPHIA

United Way Building

1709 Benjamin Franklin Parkway, Second Floor

Philadelphia, PA 19103

215-627-7100

215-627-3183 (Fax)

www.pilcop.org

PENNSYLVANIA BAR ASSOCIATION

100 South Street

Harrisburg, PA 17101

800-932-0311

www.pabar.org

**THE PENNSYLVANIA TRAINING AND TECHNICAL
ASSISTANCE NETWORK (PaTTAN)**

Harrisburg 800-360-7282

King of Prussia 800-441-3215

Pittsburgh 800-446-5607

www.pattan.net

**STATE TASK FORCE ON THE RIGHT TO
EDUCATION**

3190 William Pitt Way

Pittsburgh, PA 15238

1-800-446-5607 ext. 6828



OFFICE FOR DISPUTE
RESOLUTION

IEP/IFSP の容易化
調停

評価的和解協議 (Evaluative Conciliation Conference (ECC))
のためのリクエストフォーム

今日の日付:	リクエストは誰からか: <input type="checkbox"/> 親/保護者 <input type="checkbox"/> LEA (学校の区;チャーター or IU)	
このフォームを完成させる人の名前 と E-メール:	生徒との関係:	電話:
リクエストするサービスのタイプにチェックしてください: <input type="checkbox"/> IEP の容易化 (IEP Facilitation) <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> ECC		
<input type="checkbox"/> もしあなた (親) サービスについての質問または懸念についてコンサルトライン(ConsultLine)の 専門家と相談したい場合チェックしてください。		
生徒の情報		
名字:	名前:	
生年月日:	障害の状態 (Exceptionality) :	
親/保護者の情報		
親/保護者の名前: _____	第二の親または生徒と同居していない親 _____	
住所:	住所:	
家の電話:	家の電話:	
職場の電話:	職場の電話:	
携帯電話:	携帯電話:	
Eメール:	Eメール:	

LEA の情報	
LEA の名前:	
住所:	
連絡先の者の名前:	役職名:
電話:	
ファックス:	
Eメール:	

紛争中の問題、問題の解決のための提案について簡単（完結に）に記入してください。

IEP の容易化をリクエストする場合このセクションを完成させてください

IEP ミーティングは現在以下のように予定されています。 _____ (日付、時間、場所).

ECC をリクエストする場合このセクションを完成させてください。

今回は相談役（弁護士）によって代理されますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今現在相談役（弁護士）によって代理されていない場合、他の当事者（相手）に ECC への参加を ODR にリクエストするようさせたいですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
ECC のコミュニケーションのための連絡先の情報を特定してください。	
親の弁護士の情報	LEA の弁護士の情報
名前:	名前:
Eメール:	Eメール:
電話:	電話:
適正手続きのヒアリングをもうリクエストしましたか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

すべてのリクエストのために、あなたが提供したい情報がある場合ここに記入してください。

- これらのサービスまたは他の紛争解決のための選択肢に質問がある親はコンサルトライン特別教育(ConsultLine Special Education)に連絡できます。800-879-2301.
- birth-3 に関する質問は OCDEL を参照してください 717-346-9320.
- 時折、ODR の職員はサービスの評価の目的のためにミーティングに参加することを願います。その時は事前に知らせがあり、質問についても述べられます。
- このフォームのコピー・郵便物・ファックスまたは E メールは保管しておいてください。記入の完了したフォームは紛争解決のためのオフィス(the Office for Dispute Resolution)へ

6340 Flank Drive, Harrisburg, PA 17112-2764
717-901-2145 • Toll Free 800-222-3353 (PA only)
Fax 717-657-5983 • TTY Users: PA Relay 711
odr@odr-pa.org

パート B



OFFICE FOR DISPUTE
RESOLUTION

適正手続きの苦情申し立て (Due Process Complaint)

IDEA IDEA & ギフテッド教育 ギフテッド教育 セクション 504

今日の日付:		リクエストは誰からか: <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> LEA	
このフォームを完成させる人の名前と E-メール:		生徒との関係: _____	電話:
<p>紛争解決のためのオフィス (the Office for Dispute Resolution) と申請するときと同時に適正手続き苦情申し立てのコピーを相手側にも送ってください。</p>			
<p>もし適正手続きヒアリングの参加に特別な便宜をリクエストする場合は、あなたは必ず LEA に知らせなければなりません。</p>			
生徒の情報			
性: _____	名: _____	生年月日: _____	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
障害の状態 Exceptionality(ies):		障害の状態 Exceptionality(ies): _____	
LEA (地域の教育機関):		生徒が通う学校の校舎建物:	
生徒と同居している親			
性:	名:	関係: <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 保護者	
家の電話:	携帯電話:	職場の電話:	Eメール:
希望する書面の通信: <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> U.S. 郵便			
性:	名:	関係: <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 保護者	
家の電話:	携帯電話:	職場の電話:	Eメール:
希望する書面の通信: <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> U.S. 郵便			
親/生徒の住所:			
親の弁護士 (代理する場合):		弁護士の電話:	
弁護士の住所:		弁護士の Eメール:	

生徒と同居していない親

性:	名:	関係: <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親
家の電話:	携帯電話:	職場の電話:
希望する書面の通信: <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> U.S. 郵便		Eメール:
親の住所:		
親の弁護士 (代理する場合):		弁護士の電話:
弁護士の住所:		弁護士の Eメール:
City / State / ZIP		

地域の教育機関(LEA)の情報		
I. LEA の連絡先の者の情報		
性:	名:	役職:
携帯電話:	職場の電話:	Eメール:
住所:		
II. 最高責任者/CEO:		
性:	名:	役職:
住所:		電話:
III. LEA の弁護士:		弁護士の電話:
		弁護士の Eメール:
弁護士の住所:		
IV. 適正手続きのヒアリングは下記の住所にて行われます (建物の名前、住所と部屋番号/名前—LEA により記入されます)		
注意: ヒアリングは親と子どもにとって理にかなった利便性のある場所と時間で行われます。ギフト教育には、ヒアリングは学校の校区内でリクエストした親にとって理にかなった利便性のある場所で行われます。おそらくは夕刻(evening)		
適正手続きの苦情申し立てについての情報 (IDEA のケースのみ)		
A. あなたの問題はまだ施行されてない聴聞官の評決に関係あるものですか?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(もしはいと答えた場合、特別教育署に知らされ、問題について調査されます。施行されていない聴聞官の評決に関係する問題である時、適正手続きは利用可能ではありません。)		

B. ヒアリングのリクエストは下記についての意見の相違についてのものですか？:

- 懲戒 ESY (延長された学年)

もし学生が延長された学年のグループに入っている場合はここにチェックしてください

適正手続きの苦情申し立てについて情報 (すべてのケースにかんして)

あなたの紛争について説明を行うのにこのフォームを使用できます。または、その情報を別紙で添付することもできます。

何についての紛争ですか？ 要因についても説明に含めてください。

どのような解決結果を望んでいますか？何を求めていますか？

この問題についての反対側の立場を知っている場合、ここに説明してください。

解決ミーティング (IDEA のケースのみ)

適正手続きヒアリングが行われる前に、親が適正手続きの苦情申し立てを申請している場合、両者が解決ミーティングを見送ることを書面によって同意した場合は除き、解決ミーティングの参加が法律により当事者には要求されています。下記の情報を埋めてください。

1. 次の日に解決ミーティングが予定されています: (日付)
2. 次の日に解決ミーティングが開かれました。: (日付)

3. LEA と親の両者の書面により解決ミーティングへの参加は見送られました: (日付)
4. 解決ミーティングの代わりに、私は調停を要請しています。*:

* もし4番がチェックされた場合、ODR 調停ケースのマネージャーが当事者に連絡します。

ODR 職員メンバーは申し立ての受理の確認とケースマネージャーと聴聞官に情報を提供します。

適正手続きに関する追加の情報は ODR のウェブサイトにて利用可能です。 www.odr-pa.org, またはコンサルトライン特別教育に電話してください。(the Special Education ConsultLine) 800-879-2301.

Rev. 4/15

6340 Flank Drive, Harrisburg, PA 17112-2764
717-901-2145 • Toll Free 800-222-3353 (PA only) • Fax 717-657-5983 • TTY Users: PA Relay 711 • www.odr-pa.org